

令和5年度 触法障がい者支援者養成研修【実践編】 開催要項

～生きづらさを抱えた本人たちをどう見立てていくのか～

平成29年度から、旭川市自立支援協議会の司法部会において、法を犯してしまう障がい者（触法障がい者）への支援について検討する動きが始まりました。当部会の目的として、「触法障がい者に対する相談体制の構築」と「初犯・再犯防止に向けた支援体制の構築」を掲げ、再犯防止のための「入口・出口支援の体制強化」の必要性についても議論してきました。

今回は、【実践編】と題し、弁護士からの依頼で裁判対応を行い、裁判後には地域生活を支えるチームを作り、現在も実践している事例を通して、法を犯してしまう当事者の背景や支援者の思いなどを皆さまと共有する機会として開催することとなりました。

○目的

- ・生きづらさを抱えた本人たちをどのように見立てていくのかを実際のケースを通して紹介し、参加者の方と共有する。
- ・本人が支援を受けていく中でどのように変化していったのかを知ってもらう。
- ・関わった支援者の葛藤や迷いなども共有していく。

○日時

令和6年2月14日（水） 13：30 ～ 16：30 （受付：13：00）

○会場

旭川市障害者福祉センターおびった 会議室1（旭川市宮前1条3丁目3-7 おびった内）
※本研修は事例を取り扱うため、参集のみでの開催を予定しております。

○対象地域・対象者

対象地域は旭川、または近郊の市町村

対象者は障害福祉サービス事業所、行政機関等の医療・保健・福祉関係者、
触法障がい者への支援にご興味がある方

○定員：会場50名程度

○参加費：無料

○内容

1、事例紹介

本ケースを、①逮捕後、②裁判中、③裁判後の3つのカテゴリーに分け、各時期に本人や支援者が何を感じ、どのように変化してきたのかについて説明していきます。

(1) 裁判が開始するまでに本人をどう見立てるのか

報告者：北海道発達障害者支援道北地域センターきたのまち

副センター長 富士本 百合子 様

(2) 裁判中においてどう支援していくのか

報告者：旭川市障害者総合相談支援センターあそと

主任相談支援専門員 佐藤 剛

(3) 裁判後の支援について

報告者：障がい者相談支援センターあしすと センター長 櫻田 裕司 様

(旭川市自立支援協議会司法部会 部会長)

※カテゴリーごとで、感想等を共有するグループワークを予定しております。

○特記事項

- ・新型コロナウイルス等の感染状況によっては、協議の上、やむを得ず中止させていただくことがあります。
- ・申し込み時は、研修内容の変更等の連絡を行う用として申込書に可能な限り E-mail をご記載ください。

○申し込み先

住所：旭川市宮前1条3丁目3番7号 旭川市障害者福祉センターおびった

旭川市障害者総合相談支援センターあそと内

担当者：旭川市自立支援協議会事務局（担当：紺野・佐藤）

T E L : (0166) 73-5936 F A X : (0166) 73-5937

Eメール：sougousien@bz03.plala.or.jp

○主催：旭川市自立支援協議会司法部会

○申込締切 令和6年2月9日（金）までにお申し込みください。